

市議会議員

おのざわ康弘の

活動報告

# ひげ通信



2004

No. 3

発行日 04-01 発行責任者 小島治樹 小野澤康弘後援会 川越市吉田 715-16 Tel 049(232)5789 Tel 049(231)4850

## 二年目の議員活動に向けて

本年も

よろしくお願ひ  
申し上げます

昨年におかれましては、多大なお力添えをいただき、深く感謝申し上げます。

私にとって、議員として初めて迎える新年ですが、平成十五年度の議会も三月議会を残すこととなりました。初めて迎える十六年度の市政に向けた議会ですので、フレッシュな気持ちで望みたいとともに、平成十六年度の二年目となる議員活動も市民の負託を受け分かりやすい活動が出来る様心がけてゆきますので、皆様のお力添えとご協力をお願い申し上げます。

さて、第三号の「ひげ通信」は私の市政に対する一貫した考えである「**行政の情報は市民の共有財産である。**」から、広聴活動についてと「**中核市ならではの**」の議案とその他いくつかの情報を記載させていただきました。

現在、川越市では、行政改革について取り組んでおり「川越市行政改革大綱」や、「行政改革推進プラン」なるものを検討しております。この事はとても大切であり、川越市政の前向きな姿勢は、評価に値するもの

と思います。今回、私が質問をした「パブリックコメント(意見募集)制度も川越市が、総合的計画や、規制を設定する条例を制定する際に、意思決定において、広く市民に「素案」を公表し、それに対し出された意見、情報を考慮して政策に反映させる制度です。他にもこのように市民が参加できる制度がたくさんありますが、重要なのは、公に参加を認める為の手続きが必要であることです。



私たち市民は、行政ではうまく行き届かないことや、新たに起こってくる課題に対し、自分たちで出来ることは、協働して行つてゆくことが、

必要になってきています。

### 市民参加への手続き

こうした中で、市民と行政がパートナーシップを結ぶという事は、今後更に大切な事だと思ひます。その為には、市の持つ持っている情報を公開し、市民が、行政に参加することを認め、保障しなくてはなりません。その保障とは、市民と行政の約束を公の場で行う事です。その為には行政内部の決め事である「要綱」ではなく、「条例」化という手続きを行うことで、法的に参加の保障がされるわけです。「条例」化とは、議会の決定事項になりますので、議会で、市民の付託を受けた議員が賛成であれば、行政と市民の約束が公の場で成立し、市民の参加が保障されます。

今回、私が一般質問で、「条例」化にこだわった理由がそこにあるわけ

です。

※ 要綱(ようこう)  
ガイドラインであり、苦情の申し立ては出来ても、法的な裏付けがない。

※ 条例(じょうれい)  
公の手続き(議会)が必要ない。  
法的な権利の救済があり、公の手続き(議会)が必要である。

規定により、選挙区内への年賀状等の発送は禁止されておりますのであしからずご了承の程、お願い申し上げます。

### 主な議決案件

#### 十二月定例議会の主な議案

(十一月二十八日～十二月十八日)

二十案件

(十八議案、意見二、報告一)

#### 主な議決案件

#### 衛生検査機器等の取得について

〔原案可決〕

平成十六年四月一日より、現在建設中の新たな保健所で衛生検査を開始するため。

取得の方法 指名競争入札、随意契約

取得の総額 一億九千八百七十三〇〇円

(指名競争入札)

契約者 ㈱ムトウ所沢支店 他7社

#### 川越市一般職の職員の給与に関する

#### 条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

〔原案可決〕

給与改定率 1% (△四千一八七円)他、

詳しくは議会だより参照

(解説)

中核市にともない川越保健所が新しく建設され、平成十六年より小ヶ谷保健センター隣接で衛生検査業務等を開始いたします。それにともなつた

検査機器で主に次ぎのような機器の取得をします。

・ ガスクロマトグラフ、イオンクロマトグラフ 他

・ 食品検査及び水質検査においてごく微量な物質を検出する為

・ 血液自動分析装置

・ 臨床検査において、生きた菌及び血液中の成分分析

・ 細菌検査用ホモジナイザー 他

・ その他前処理、後処理を行う

・ その他

#### ○ 新保健所人員

八十九人体制(医師二名、獣医八名)予定

#### ○ 新保健所で行う主な試験検査項目

目予定

1 病理学試験又は検査

2 食品、嗜好品、飲食調理器具の試験

3 食品、添加物の規格基準に定める添加物・器具・容器包装の試験

4 乳及び乳製品の成分規格に関する省令に定める乳製品の成分規格の試験

5 食品、医薬品、化粧品細菌学的試験 (食品のみ)

6 水質検査

7 鉱泉、温泉の試験・検査

8 家庭用品の試験

9 放射能試験、ガンマ線の測定による核種分析

※平成十六年度実施項目は予定の為、変更がある場合があります。

#### 厚生常任委員会での私の質問

##### 衛生検査機器等の取得について

① 埼玉県に委託する検査と川越で行う検査はどんなものがあるのか？

② 購入検査機器の中で取扱い資格が必要な機器はあるのか？

③ 機器の耐久年数はどのくらいか？

④ 維持管理はどれくらい費用がかかるか？

⑤ 血液の検査等で、川口保健所であった人的ミスがあった場合、どのような対応をするのか？



#### 私が思う今後の課題

中核市となり、市民サービスの向上に努める川越市政であるが、その中で適格な答えをだしてゆかなければならないのは、保健衛生である。厚生常任委員会の中でも、かなり専門的知識が要

求され、又同時に責任も重大である。専門知識を必要とする機器の維持管理も重大であるし、又もつと大切なのは、人的なミスを発生させないということが課題である。その為には、重複したチェック体制と、人間が作業を行うシステムの評価づくりが大切だと思います。又、保健衛生とは、目に見えない部分でお金がかかる部門でもあるので、今後財政面でも重大な課題を背負ってゆかなければなりませんので、バランスの取れた財政政策が必要であると思います。

#### ○ 給与等の改正について

今回の議案では、特別職(市長、助役、収入役、常勤の監査委員、上下水道事業管理者、教育長)給与等に関する条例の一部を改正する議案に対し、即決いたしました(内容は、期末手当の支給割合を十二月期0.25月分引き下げ)。では、「我々議員はどうするべきであるかを会派内で議論すべきである」と私は提案させていただいたところ、本会派協議会にて意見を聞いてもらえる事となりました。

会派内では様々な意見が出ましたが、私を含め、一期五名(小野澤、神田議員、関口議員、三上議員、若海議員)ではこの事については数回議論しており、「引き下げを検討すべきである」と一致した為、一期五人の意見として、同会派に申し述べいたしました。

# 行政の情報は市民の共有財産である

## 私の議会質問

川越市の広聴活動は、他市と比較しても、充実しており私も評価いたします。そこで私は川越市の広聴活動も第二段階に入るべきであると思いい今回は、公聴活動について、現状、市政モニター制度とパブリックコメント制度に対する質問と、提案を致しました。

### 市の広聴活動について

**おのざわ** 本市の広聴活動につきましては、舟橋市長が就任して以来、広聴課の設置や目安箱、市政懇談会の開催など積極的により市民の声を傾ける姿勢には、日頃より敬服しております。また市民の皆さんからは、市長さんや市役所が身近になったとお話をよく耳にいたします。多様化、高度化する市民ニーズを的確に把握することは、行政運営では必須であり、特に最近のような社会経済情勢の時は、市民ニーズに的確に対応したムダのない効率的な行政を行うには広聴活動が欠かすことのない出来ないと認識しております。そこで、本市の広聴活動の現状についてお尋ねします。現在、広聴活動にはどのようなものがあるかお聞きします。ま

た、それらの広聴活動について昨年度の実績について具体的にお答え願います。  
**市長室長** 市の広聴活動の主なもの、市政懇談会、市民目安箱、陳情・要望、インターネットによる「市政への提案」、市民意識調査、市民アンケートなどがございします。市政懇談会については十回開催し、九十一年の参加者から81件のご意見をいただきました。

市民目安箱につきましては、854件受理しております。内164件が、インターネット「市政への提案」のメール分となっております。陳情・要望につきましては、265件受理しております。

調査・検討に要する時間は、おおむね2週間から一ヶ月ぐらいたつております。

陳情・要望の処理手順につきましては、陳情書等を受理いたしますと、まず市長が拝見いたします。その後各担当課へ検討を依頼いたします。そして、最終的に市長決裁を経た上で、回答書を代表者あてに送付しております。市民目安箱、インターネット「市政への提案」の処理手順は、陳情・要望と同様の取り扱いをしております。

**おのざわ** 本市の広聴活動につきましては、多様なルートがあり充実していると思われませんが、さらに充実を目指し、市政モニター制度とパブリックコメント制度の導入についてお尋ねします。

市政モニター制度につきましては、埼玉県でも県政モニターを行っており、それなりの成果をあげていると聞いております。本市での導入についての考えについてお尋ね致します。

**市長室長** 川越市の広聴手段としては、市政懇談会、市民目安箱等を実施しており、これらに寄せられたご意見、ご要望も膨大な数に及んでおります。そのようなことから「市民総モニター」であると考えております。今後これららの広聴活動を充実させ、市民の皆様の声を市政に反映できるよう努力してまいりたいと考えております。

**おのざわ** 市政モニター制度につきましては、様々な広聴の手段があり、「市民総モニター」であることですが、それぞれ単独で行政の変化が余り把握できないように思います。定数観測ではないのですが、一人の市民が一年あるいは二年のモニターの任期の中で、市の行政がどのように変わったか、又変わらなかったかを評価する制度もあつていいと思います。その様な視点からも検討されることを提案いたします。

**市長室長** 市政全般の施策に係る市政モニター制度については、川越市が導入していない広聴手段のひとつと考え、研究させていただきたいと考えております。



### 情報の共有化

**おのざわ** パブリックコメントは、市が基本的な政策を行うに当たり、策定段階から市民の多様な意見を出来るだけ反映させようとするもので、市民と行政が対等の関係で、公正で透明性の高い行政を行うには必要なものと考えます。

そこで、お尋ねします。昨年の議会で、パブリックコメントを出来るだけ早く導入を図りたいとご答弁されていますが、その後、パブリックコメントについて、どのように検討されているかお聞きします。

**市長室長** パブリックコメント制度の導入については、現在検討を進めているところでございします。なお、導入の具体的な時期につきま

しては、平成十八年度を初年度とします(仮称)第三次川越市総合計画の策定段階において導入したいと考えております。

### 条例化へのこだわり

**おのざわ** 又、導入を前提とした場合ですが、私は埼玉県のような「要綱」ではなく、「条例」化が必要と考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

**市長室長** 本市におきましても、パブリックコメント制度は、条例で定めなくても実施を担保することができることから、「要綱」により導入を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

**おのざわ** パブリックコメント制度の導入にあたり、「要綱」で対応するとの考えのようですが、なぜ「条例」化出来ないのか、私としては疑問に思ひます。

一、パブリックコメントについては、私の考えに沿うものでもあり、市民が行政に参加する市民参加を一步すすめて、行政のパートナーとして、行政運営を行っていくための行政手続きだと思ひます。その行政手続きを定めるにあたり、行政の中だけで決めてしまふ「要綱」で制定するのはいかにがなものでしょうか。市民の代表である我々が市議会の場で議論して、議決を得て「条例」にするのは、至極当然のことであると思ひます。

そうすれば市民と行政がパートナーシップの契約を結んだことになるのではないのでしょうか。単に制度をつくれればよいというのではなく、特にこのような仕組み作りには作る課程が重要なのではないのでしょうか。

一、このような観点から市長のご見解をお伺ひします。

**市長** パブリックコメントの条例化の問題(ごさい)ですが、条例で定めている三市(横須賀、鹿児島、旭川)、要綱で定めている市(それぞれ)の状況を調べ、私としては、どちらでも(内容は)同じことなので、出来れば条例でいいわけ(ごさい)です。十分調査・検討したいと思ひます。

# 川越市政の コトに注目!

## 観光協会の法人化

川越市観光協会の法人化は平成七年より組織見直し、専門委員会が検討され平成十四年より法人化に向けて準備委員会がスタートしました。関係者のご苦勞もあり、順調にゆくと平成十六年度は、新しい法人での観光協会がスタートできそうです。

- ・ 現行 ↓ 行政主体
- ・ 法人化 ↓ 民間主導型

↓ 地域の活性化

## 既報(1号)の新清掃センタープロジェクトチームの調査・検討経過

1. ごみ処理プラントの機種選定過程に係る調査に関すること

- ① ダイオキシンの排出濃度の自主規制値の設定について
  - ② 第一回企画提案の排ガス濃度に関する評価結果の妥当性について
  - ③ 一四社十九方式が三社に絞られた理由は何か
  - ④ 建設委員会の答申で求めている保証条件等に関する企画提案書と第二回企画提案書の相違について
  - ⑤ 第二回企画提案書と新清掃センター建設検討委員会での採用値との相違について
  - ⑥ ごみ処理プラントの安全性・安定性と危機管理体制について
- 2 今後のごみ処理プラントの機種選定の企画に関すること
- ① トータルコスト(建設費プラス二十年間の維持管理コストの比較は必要ないのか
  - ② 調査・検討結果をふまえた今後のごみ処理プラント機種選定について

3 リサイクル施設プラントの検討結果の調査に関すること

① リサイクル施設プラントの検討内容及びその妥当性について

4 ごみ処理施設及びリサイクル施設の建設に係る契約方法に関すること

① 新清掃センター(ごみ処理施設・リサイクル施設等)建設に係る契約及び発注方法に関する調査研究について

## 霞ヶ関駅北口整備に向けての要望

川越より地元市議十名に対し霞ヶ関北口整備に向けての経過説明がありました。

説明の中で、本計画は平成十八年三月に霞ヶ関北口の開設にともない、駅が橋上駅となり、自由通路もできる予定です。又エレベーター設置等はありません。利用度を考えた場合、周辺住民のエスカレーター設置等の要望が予測される為、説明会の後日、十二月議会会期中に、説明会参加議員十名の連署をもって、川越市長へ「霞ヶ関北口開設に伴うエスカレーター設置のお願い」を強く要望いたしました。

※東武東上線森林公園以南で、エスカレーターが未設置は、霞ヶ関駅と川越市駅だけである

## 次回の議会

三月定例議会は大切な議会の為是非傍聴にお越し下さい。



## 市民相談

市政に関するご相談や、ご意見がありましたらお気軽に、ご連絡下さい。

TEL 231-4850 まで  
後援会連絡所 的場一三〇一五

## 平成十六年度から

### 「地域ぐるみで子育て」

#### 知ってますか?

新聞等で既報の通り、平成十六年度から文部科学省が主体となり、「地域と家庭と学校が一体となって子供達を育てゆく」という社会環境を日常的なものにすること、を目標に「地域こども教室推進事業」が開始されます。内容は次のようなものです。

- ・ 子供の居場所として学校を開放する。
- ・ 放課後、週末を子供達が文化活動を行う。
- ・ 環境整備
- ・ 地域の大人は文化活動の指導員としてボランティアで参加する。
- ・ 市町村は文化活動のコーディネーターを派遣
- ・ 学校、家庭では子供達に参加を呼びかける

予算 125億円  
初年度 7千校で実施  
(2年目一万四千校、3年目全国化)

以上のような活動内容ですが、この背景には、都市化による自治力低下を原因とする、子供の犯罪被害の増加、子供の犯罪増加、親の幼児虐待等がありますが、地域と学校の役割をもう一度見直し、子育ては地域の中でワイルドに育てて、自ら遊びを発見できる環境づくりをしましょう。おのざわ

## 市議会ワンポイント

### 教育委員長と教育長

前議会で、私が行った一般質問にたいしてご答弁をいただいた教育長について、少し調べてみました。

教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命した5人の委員による合議制の執行機関です。教育委員長は、「地方教育行政の組織運営に関する法律」第4条で、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育・学術・文化に関し、識見を有するものとされています。また、平成13年の同法の改正で、任命にあたっては、「委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人という)である者が含まれるように努めなければならない。」とされ、保護者の任命を求められています。

教育委員長は、教育委員の中から選ばれますが、教育長と兼ねることは出来ません。よく、教育委員長と教育長を混同することがあります。教育委員長は教育委員会の代表で、非常勤の特別職です。教育長は、教育委員の一人ですが、常勤の一般職で、教育委員会のもとで、事務をする事務方のトップです。